

令和2年度 東京都社会福祉協議会 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援資金 申込のしおり

<制度概要>

1 趣旨

潜在保育士等が保育所等への復帰にあたり、当該保育士の子どもを保育所等へ入所させた場合に、その保育料の一部について貸し付けを行うことにより、保育人材の確保を図ることを目的とします。

2 貸付対象者

未就学児をもつ保育士で、以下のいずれかに該当し、週20時間以上保育士として勤務する方

- ① 東京都内の復帰対象施設等※に令和元年8月1日以降に勤務を開始した方
- ② 東京都内の復帰対象施設等※に雇用され、令和元年8月1日以降に産後休暇又は育児休業から復帰した方

※復帰対象施設等の対象施設・事業の詳細は8ページ【復帰対象施設等の範囲】参照

3 貸付内容

- ① 貸付額 保育料の1/2（月額27,000円上限）
- ② 貸付期間 申込者が勤務を開始した日から子どもを復帰対象施設等に預け勤務する期間（最長1年間）
- ③ 利子 無利子
- ④ 交付 一括交付（申請時の保育料に基づく貸付金を一括で送金）

4 保育料確認

貸付期間終了後に、貸付期間中の保育料の変更などを確認するため保育料確認書とその証明書類※を提出いただきます。貸付決定した貸付金交付額と保育料の1/2の額に差額があれば、追加交付または返金請求します。保育料の証明書類は必ず保管しておいてください。

*保育料確認について、保育料の証明書類として有効なものについての詳細は7ページ【Q&A Q11】参照

5 返還免除

東京都内の復帰対象施設等※において、2年間引き続き児童の保護等に従事した場合、返還免除となります。

6 返還猶予

以下のいずれかに該当し継続しているとき返還の猶予が可能となります。

- ① 東京都内の復帰対象施設等において児童の保護等の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

7 返還

東京都内の復帰対象施設等を退職するなどし、返還猶予のいずれの要件にも該当しない場合、返還となります。

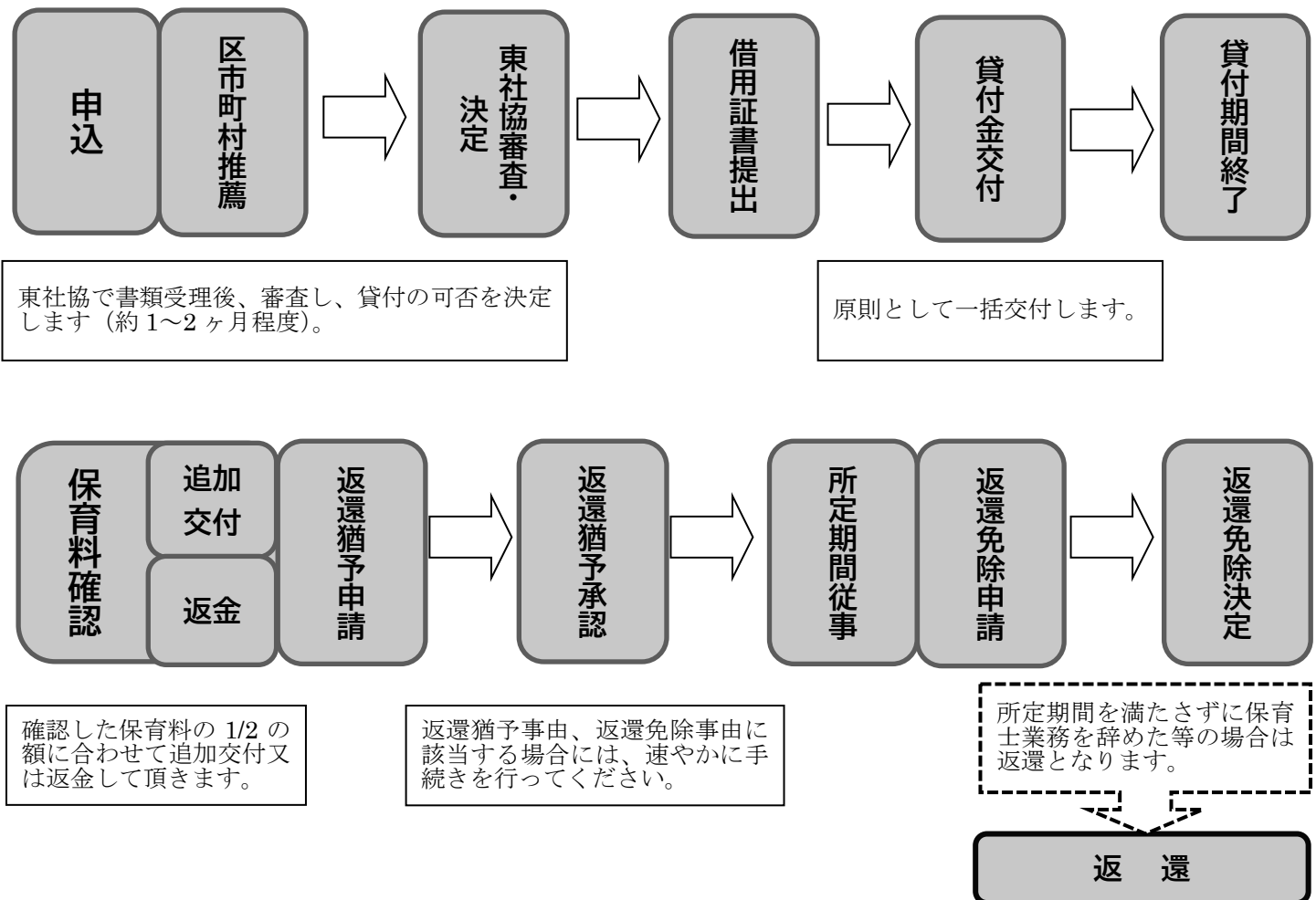
- ① 返還期間 保育所復帰支援資金の貸付を受けた月数の2倍に相当する期間以内
- ② 返還方法 月賦、半年賦又は年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
- ③ 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

例 貸付額 324,000円、月賦で返還期間（12か月×2倍）24か月 毎月13,500円

8 申込及び貸付決定

- ① 申込先 勤務先の復帰対象施設等を通じて、その所在する区市町村所管課（11 ページ参照）から推薦書とともに申込書類が東京都社会福祉協議会（以下、東社協）に送付されます。ただし、企業主導型保育事業の場合は、事業所から直接東社協へ申込して下さい。
- ② 貸付決定 東社協は内容を審査し、貸付の可否を決定し、直接申込者に結果をお知らせします。
*審査にあたり不備等があった場合は、貸付が承認されない場合があります。

<申込から返還免除までの流れ>



<申込について>

1 申込者の要件

未就学児をもつ保育士で、以下のいずれかに該当し、週20時間以上^{※1}保育士として勤務する方

- ① 東京都内の復帰対象施設等^{※2}に令和元年8月1日以降に勤務を開始した方
- ② 東京都内の復帰対象施設等^{※2}に雇用され、令和元年8月1日以降に産後休暇又は育児休業から復帰した方

※1 週20時間以上とは、申込者の勤務開始日または産育休からの復帰日における労働契約書に基づきます。

※2 復帰対象施設等の対象施設・事業の詳細は8ページ【復帰対象施設等の範囲】参照

*申込者は、勤務開始日又は産育休からの復帰日において、自身の子どもが復帰対象施設等（自身の勤務先と同じである必要はありません）に入所していることが確認できる書類を提出する必要があります。当該入所決定にあたっては、区市町村において優先入所の調整が行われていることを原則としますが、調整等によらず入所できた場合はその限りではありません。

*申込者は東京都内の復帰対象施設等で2年間引き続き保育士業務に従事する意思がある方が対象です。

*これまでに保育所復帰支援資金の貸付を受けた方は、返還免除または返還完了しなければ新たな申込はできません。

2 連帯保証人要件

- ① 次の基準以上の収入を有する成年者1名を立てること。申込者と連帯保証人との関係は問わない。

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
平均月額	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円
世帯人員	6人	7人	8人	9人	10人
平均月額	459,000円	513,000円	558,000円	603,000円	648,000円

※「世帯人員」とは生計を一にする家族の人数です（下記【「世帯人員」の考え方】参照）。

※「平均月額」は、申込の前年の収入を12で除した金額により確認します。

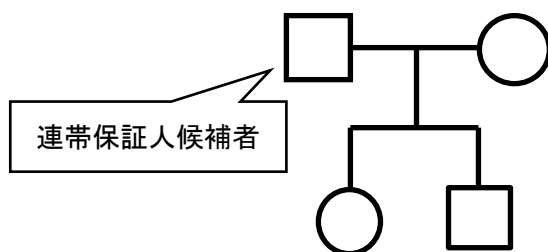
- ② 連帯保証人は、東社協が実施する保育士修学資金貸付等事業における他の貸付の連帯保証人となっていないこと。ただし、申込者が同時に「未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援資金」「潜在保育士の再就職支援資金」「未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援資金」の申込をしている場合には、各貸付の連帯保証人となることを妨げない。

【「世帯人員」の考え方】

連帯保証人の収入要件の表における「世帯人員」とは、『生計を一にする家族』の人数とします。本貸付制度における『生計を一にする家族』とは、「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」とします。

- ① 連帯保証人に扶養家族がいる場合は、「連帯保証人」「連帯保証人が扶養している家族」が該当します。
② 連帯保証人が扶養されておらず、かつ誰も扶養していない場合、生計を一にする家族は1人となります。
③ 連帯保証人が扶養されている場合、「連帯保証人」「連帯保証人の扶養者」「扶養者が連帯保証人以外に扶養している家族」が、生計を一にする家族となります。しかし、扶養されている場合、収入基準を満たさないため連帯保証人になることはできません。

例) 4人家族（夫、妻、子2人）の夫が連帯保証人候補の場合



- 夫が、妻と子2人を扶養している場合 ⇒ 世帯人員は 4人
- 夫が子2人を扶養し、妻を扶養していない場合 ⇒ 世帯人員は 3人

<確認方法>

- ・課税証明書の「扶養控除」などの欄にて扶養者の人数を確認します。

3 申込方法



- ① 貸付申込書を記入の上、必要書類を添付して、申込者の勤務先に提出してください。
- ② 申込者が勤務する復帰対象施設等では、区市町村が定める期限内に、申込書類をご提出ください。区市町村にて申込をとりまとめ、推薦書を添付して人材センターに送付します。
※提出期限は申込者の勤務先を通じて区市町村の担当窓口にご確認ください(担当窓口は 11 ページ参照)。
なお、提出期限までに連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込は受理されませんのでご了承ください。
- ③ 今回の申込対象者は令和元年 8 月 1 日以降に勤務を開始または産育休から復帰した方となります。
- ④ 借用証書提出の際に必要な書類は下記のとおりです。

- ・借用証書（申込者、連帯保証人が自筆で署名、実印押印）
- ・印鑑登録証明書（申込者、連帯保証人）
- ・振込口座届出書（申込者名義の口座であること）

4 必要書類について

申込者は、以下の書類を整え、勤務先の復帰対象施設等に提出してください。

必要書類			確認事項
申 込 者	復帰支援資金必要書類確認表		☐ 必要書類が揃っているかチェック
	1	復帰支援資金貸付申込書	☐ 申込者が自筆で署名、押印 ☐ 連帯保証人が自筆で署名、押印（申込者と異なる印であるか） ☐ 申込書は両面印刷または A3 用紙にまとめて印刷あるいは左上 1 ヶ所でステープラ留めしているか
	2	住民票(世帯全員の記載があるもの)	☐ 発行後 3 か月以内のもの ☐ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ☐ 連帯保証人分も記載がある場合は共通で 1 通で可
	3	保育士証の写し	☐ 申込書記載の氏名と一致しているか ☐ 旧姓のままの場合、変更手続きをしているか
	4	勤務開始届	☐ 勤務先の公印が押印されているもの ☐ 週 20 時間以上勤務している
	5	子どもの入所決定通知の写し又は入所不承諾通知の写し	☐ 入所決定通知が無い場合は、在園証明書（子どもの入園日、在園していることを証明し、公印押印）を提出
連 帯 保 証 人	6	保育料決定通知書の写し又は(直接契約の)保育料がわかる書類の写し	☐ 申込者の子どもの保育料を証明するもの（子どもの名前または親の名前、保育料が記載されているもの） ☐ 保育料が変更された場合は変更前と変更後の両方
	1	住民票	☐ 発行後 3 か月以内のもの ☐ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ☐ 申込者分も記載がある場合は共通で 1 通で可
	2	令和2年度課税証明書 (令和元年中の所得などが記載されたもの)	☐ 収入は基準以上であるか

5 申込書類記入上の注意

- ① 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。熱により消せるボールペンは使用しないでください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。
- ③ 貸付申込書の「連帯保証人の誓約欄」は、連帯保証人ご自身による署名捺印をお願いします。
- ④ 東京都福祉人材センターホームページからダウンロードした書類が 2 ページにわたる場合は、A 4 用紙両面に印刷、または A3 用紙 1 枚にまとめて印刷、あるいは左上 1 か所ステープラ留めしてください。
- ⑤ 自治体が発行する保育料決定通知書の後期分がまだ届いていない場合は、前期分の保育料決定通知書の金額が継続するものとして、申込書に記入してください。(6～7 ページ Q & A 参照)

<Q & A>

Q1 子ども2人の場合の申請はどのようにすればよいですか。

A1 保育士一人に対する保育料（上限 27,000 円）の貸付となります。よって子どもの人数や世帯は関係ありません。

Q2 保育料とはどういうものですか。

A2 自治体から発行される「保育料決定通知書」の記載の額や直接契約の場合は契約書等に「保育料」として記載された額になります。申込時にこれらの書類で確認できた保育料について貸付可能であり、貸付期間終了後の保育料確認の際はこれらに該当する保育料について精算します。

Q3 年度の後期分の「保育料決定通知書」がまだ届いていない場合はどうしたらよいですか。

A3 自治体が発行する後期分の「保育料決定通知書」がまだ届いていない場合は前期分の保育料を申込書に記入してください。貸付期間終了後の保育料確認の際に後期分の「保育料決定通知書」を提出いただきますので、大切に保管しておいてください。

Q4 「週 20 時間以上」とはどういうものですか。

A4 例えば 8 時間勤務なら 3 日以上、6 時間勤務なら 4 日以上など。勤務開始日または産育休復帰日の時点での労働契約書上「週 20 時間」に相当する雇用であれば雇用形態は問いません。また休憩時間は含みません。

Q5 保育所復帰支援資金は他の支援金等と併用することはできますか。

A5 ①東社協が実施する保育士の「再就職支援資金」「預かり支援資金」を同時に利用することができます。
②保育士修学資金を借入中・猶予中・返還中の場合は申し込むことができません。

Q6 今回の締切日までに書類を用意できない場合、次回申込をすることができますか。

A6 今回の申込対象者は、令和元年 8 月 1 日以降、区市町村の提出期限までの間に、勤務を開始、又は産育休から復帰した方となります。次回の申込みでは、今回の申込締切以降次回の申込受付月までに産育休から復帰または勤務を開始した方について、次年度に申込みを受け付ける予定です。

Q7 保育士証が旧姓のままで氏名変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

A7 保育士証が旧姓のままではご本人と確認ができません。至急保育士証の氏名変更手続きをして、現在の氏名の保育士証の写しを提出してください。申込締切に間に合わない場合は、旧姓の保育士証の写しと氏名変更後の保育士証提出時期を書いたメモを添付してください。そのうえで、氏名変更手続き終了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出してください。新しい保育士証の写しが令和 3 年 1 月 29 日までに人材センターに届くよう提出されないと貸付金を交付できません。新しい保育士証の提出が大幅に遅れる場合は貸付決定を取り消すことがあります。

Q8 貸付を受けた後に休職した場合はどうなりますか。

A8 貸付期間中に休職した場合はその間の貸付金は交付されません。すでに交付済の場合はその間の貸付金を返金していただきます。貸付期間終了後の従事期間中に休職した場合は、要件に該当する場合に限り返還猶予申請が可能です。

Q9 保育料決定通知を紛失した場合はどうしたらよいですか。

A9 保育料決定通知等の発行元に再発行を依頼してください。発行元によってはすでに支払った保育料を証明してもらえる場合もあります。ただし、こうした証明書類を発行してもらえない場合は貸付ができません。貸付決定後の保育料変更決定通知について紛失し再発行されない場合は返還となる可能性があります。

Q10【保育料確認】とはどういうことですか。

A10 貸付申込時に後期分の保育料が未決定である場合や保育料が後から変更になる場合があります。そこで貸付期間中の保育料の変更の有無を確認するために「保育料確認」を行います。これにより最終的な貸付対象となる保育料を精算・決定し、適切な貸付額となるよう追加交付または返金請求をします。精算により返金分が発生した場合は、速やかに振込をしてください。

Q11 保育料確認の際、「保育料の証明書類」として有効なものはなんですか。

A11 保育料決定通知、契約書等（保育料金額、子ども・親の氏名、園名、園の印があるもの）、子どもの保育園等が発行する領収の証明書等を基本とします。保育料確認の時はすでに保育料を支払い終えている段階なので、請求書は証明書類として認められません。

【復帰対象施設等の範囲】

施設・事業種別	設置根拠法
保育所	児童福祉法第7条
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第7条
幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条
幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項
家庭的保育事業(市町村が行うもの及び市町村長による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第9項
小規模保育事業(市町村が行うもの及び市町村長による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第10項
居宅訪問型保育事業(市町村が行うもの及び市町村長による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第11項
事業所内保育事業(市町村が行うもの及び市町村長による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第12項
病児保育事業(都知事に届出を行ったもの)	児童福祉法第6条の3第13項
一時預かり事業(都知事に届出を行ったもの)	児童福祉法第6条の3第7項
離島その他の地域において特例保育を実施する施設	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号
認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設(認証保育所含む)	
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1

※「幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設」についての補足要件は下記の通り。

- ①「一時預かり事業(幼稚園型)」及び私学助成による「預かり保育」が対象 ②週5日、年間200日以上実施していること
 ③教育時間前後に4時間以上実施していること ※「週20時間以上勤務」の時間数には、教育標準時間帯を含めて構いません。

【申込書類のダウンロード】

東京都福祉人材センター ホームページ

フクシロウ で検索 → 「東京都福祉人材センター」

→ 「福祉人材のための資金貸付事業」

→ 「未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業」

【制度に関するお問合せ】

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター人材情報室(資金係)

TEL 03-5211-2911(受付:平日9~17時)



記入例

東京都社会福祉協議会 復帰支援資金貸付申込書

(東社協記入)

申込 人	(フリガナ)	トウキョウ ハナコ		生年月日	(西暦) 1989 年 3 月 1 日
	氏名	東京 花子			
	住所	〒123-4567 東京都千代田区飯田橋3-10 飯田橋マンション101			
	電話番号	自宅	03 (1234) 5678	携帯	090 (1111) 5678
勤務 先	(フリガナ)	カグラホイクエン			
	施設・事業所名	神楽保育園			
	施設種別	保育所		電話番号	03 (1111) 2222
	所在地	〒123-1234 東京都新宿区神楽5-5			
	勤務開始年月日 (産育休復帰)	(西暦) 2020 年 4 月 1 日		雇用形態	常勤・非常勤
連 帯 保 証 人	(フリガナ)	アラカワ マナブ		生年月日	(西暦) 1961 年 10 月 1 日
	氏名	荒川 学			
	住所	〒123-1234 東京都新宿区新宿3-3		文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印の上、書き直してください。	
	電話番号	自宅	03 (3333) 3333	携帯	090 (3333) 3333
	本人との関係	叔父			
	職業	会社員		年収	5,000,000 円 5,200,000 円

未就学児情報記入欄 ※今回の申込の対象となる未就学児についてのみ記入してください。

(申 込 人 の 子 ①)	フリガナ	トウキョウ タワ	生年月日	(西暦) 2016 年 7 月 10 日
	氏名	東京 太和		
	預け先 施設・事業所名	飯田橋保育園	施設種別	保育所
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区飯田橋坂1-1		
	入所年月日	(西暦) 2020 年 4 月 1 日		
	入所申込 ※申込時点での状況	☒ 区市町村に入所申込みをしている ☐ 区市町村に入所申込みをしていない		
(申 込 人 の 子 ②)	フリガナ	トウキョウ スカイ	生年月日	(西暦) 2017 年 6 月 25 日
	氏名	東京 空		
	預け先 施設・事業所名	飯田橋保育園	施設種別	保育所
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区飯田橋坂1-1		
	入所年月日	(西暦) 2020 年 4 月 1 日		
	入所申込 ※申込時点での状況	☒ 区市町村に入所申込みをしている ☐ 区市町村に入所申込みをしていない		
(申 込 人 の 子 ③)	フリガナ	トウキョウ ミヤコ	生年月日	(西暦) 2019 年 6 月 6 日
	氏名	東京 都		
	預け先 施設・事業所名	飯田橋保育園	施設種別	保育所
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区飯田橋坂1-1		
	入所年月日	(西暦) 2020 年 4 月 1 日		
	入所申込 ※申込時点での状況	☒ 区市町村に入所申込みをしている ☐ 区市町村に入所申込みをしていない		

貸付希望期間中に転園した場合は、記入欄を2つ使用してご記入ください。

東京都社会福祉協議会 復帰支援資金貸付申込書

申込人	フリガナ	トウキョウ ハナコ			
	氏名	東京 花子			
	勤務先	神楽保育園			
貸付希望期間	(西暦) 2020年 4 月 ～ 2021 年 3 月 【 12 ヶ月 】				
貸付申込額		月額	月額を1/2した金額	1/2した月額と27,000円を比べ少ない方を記入	月数×金額 (①/②/③)×(A/B/C)
	① 2020年 4月～2020年 9月(6ヶ月)	65,000 円	32,500 円	27,000 円(A)	162,000 円
	② 2020年 10月～2021年 3月(6ヶ月)	50,000 円	25,000 円	25,000 円(B)	150,000 円
	③ 年 月～ 年 月(ヶ月)	円	円	円(C)	
		合計			312,000 円

未就学児每ではなく、
保育料の変更があった
期間毎にまとめて記入。

(A)では32,500円が27,000円と比べ
多いので27,000円をご記入ください。
(B)では25,000円が27,000円と比べ
少ないので25,000円をご記入ください。

上記記載事項に相違はありません。

東京都社会福祉協議会復帰支援資金を借り受けたく、関係書類を添えて申し込みます。

東京都社会福祉協議会会長 殿

2020 年 9 月 25 日

本氏 人名 東京 花子
(自 署)

花子 (印)

上記の申込により復帰支援資金の貸付を受けたときは、その返還について連帯して債務を負うことを誓約します。

連帯保証人個人として本人が
署名押印。シャチハタは不可。

連帯保証人 名 荒川 学
氏 (自 署)

荒川 (印)

※貸付金について、貸付期間終了後に保育料確認・精算を行います。これにより最終的な貸付対象となる保育料を精算・決定し、追加交付または返金請求をします。

区市町村所管課一覧

2020/08現在

番号	区市町村名	部署名	所在地	電話番号	
1	千代田区	子ども支援課	〒102-8688東京都千代田区九段南1-2-1	03-5211-4229	
2	中央区	福祉保健部子育て支援課保育指導担当	〒104-8404東京都中央区築地1-1-1	03-3546-5681	
3	港区	子ども家庭支援部保育課運営支援係	〒105-8511東京都港区芝公園1-5-25	03-3578-2872	
4	新宿区	子ども家庭部保育指導課支援係	〒160-8484東京都新宿区歌舞伎町1-4-1	03-5273-4047	
5	文京区	子ども家庭部幼児保育課	〒112-8555東京都文京区春日1-16-21	03-5803-1189	
6	台東区	教育委員会児童保育課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1309	保育所・地域型保育事業、認証保育所
		教育委員会学務課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1414	認定こども園
		教育委員会庶務課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1402	私立幼稚園
7	墨田区	子ども・子育て支援部子ども施設課保育係	〒130-8640東京都墨田区吾妻橋1-23-20	03-5608-1253	
8	江東区	こども未来部保育課保育管理係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9094	認可保育所(区立)
		こども未来部保育課保育支援係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9084	認可保育所(私立)、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地方単独保育施策、認証保育所
		教育委員会学務課幼稚園係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9703	幼稚園、認定こども園
9	品川区	子ども未来部保育課	〒140-8715東京都品川区広町2-1-36	03-5742-6597	
10	目黒区	子育て支援部保育課保育係	〒153-8573東京都目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9865	
11	大田区	こども家庭部保育サービス課保育サービス基盤担当	〒144-8621東京都大田区蒲田5-13-14	03-5744-1277	
12	世田谷区	保育担当部保育課教育・保育施設担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2320	私立保育園・一時預かり
				03-5432-2334	私立認定こども園・地域型保育事業
		保育担当部保育認定・調整課認可外保育施設担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2319	病児保育事業
				03-5432-2324	認証保育所
				03-5432-2572	保育室・保育ママ(地方単独保育施策)
13	渋谷区	子ども家庭部保育課	〒150-8010東京都渋谷区宇田川町1-1	03-3463-2483	
14	中野区	子ども教育部保育園・幼稚園課 私立施設給付係	〒164-8501東京都中野区中野4-8-1	03-3228-5731	
15	杉並区	保育課保育園運営係	〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	03-3312-2111(内線)1372	
16	豊島区	子ども家庭部保育課保育指導グループ	〒171-8422東京都豊島区南池袋2-45-1	03-4566-2498	
17	北区	子ども未来部保育課	〒114-8508東京都北区王子本町1-15-22	03-3908-9127	保育所、地域型保育事業、認証保育所等
		子ども未来部子ども環境応担当課(私立幼稚園担当)	〒114-8546東京都北区滝野川12-52-10	03-3908-8143	私立幼稚園、私立認定こども園
		教育振興部教育指導課教職員係	〒114-8546東京都北区滝野川12-52-10	03-3908-9286	区立幼稚園
		教育振興部学校支援課学校支援係	〒114-8546東京都北区滝野川12-52-10	03-3908-9293	区立認定こども園
18	荒川区	子育て支援部保育課	〒116-8501東京都荒川区荒川12-2-3	03-3802-3944	認可保育所、認証保育所等 幼稚園以外の施設
		子育て支援部子育て支援課	〒116-8501東京都荒川区荒川12-2-3	03-3802-3989	私立幼稚園
		教育委員会事務局指導室	〒116-8501東京都荒川区荒川12-2-3	03-3802-3111(内線)3382	公立幼稚園、区立こども園
19	板橋区	子ども家庭部保育サービス課民間保育振興係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2492	保育所
		教育委員会事務局学務課幼稚園係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2613	幼稚園
20	練馬区	保育課保育人材育成担当係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1708	私立認可保育所、地域型保育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児病後児保育事業、認証保育所、練馬こども園
		保育計画調整課運営支援担当係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1071	区立認可保育所(委託園)
		学務課幼稚園係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1347	幼稚園、認定こども園(幼稚園型)
21	足立区	子ども家庭部待機児対策室子ども施設整備課施設調整係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-5712	私立認可保育所
		子ども家庭部子ども施設入園課地域保育係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-5428	地域型保育事業(認証保育所、小規模保育所、保育ママ
		子ども家庭部子ども政策課私立幼稚園係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-6147	幼稚園、認定こども園
22	葛飾区	子育て支援部子育て支援課子育て支援係	〒124-8555東京都葛飾区立石5-13-1	03-5654-8297	
23	江戸川区	子ども家庭部子育て支援課推進係	〒132-8501江戸川区中央1-4-1	03-5662-1001	
24	八王子市	子ども家庭部保育幼稚園課	〒192-8501東京都八王子市元本郷町3-24-1	042-620-7248	
25	立川市	子ども家庭部保育課保育・幼稚園支援係	〒190-8666東京都立川市泉町1156-9	042-528-4322	
26	武蔵野市	子ども家庭部子ども育成課	〒180-8777東京都武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1854	
27	三鷹市	子ども政策部子ども育成課	〒181-8555東京都三鷹市野崎1-1-1	0422-45-1151(内線)2735	
28	青梅市	子ども家庭部子育て推進課	〒198-8701東京都青梅市青梅1-11-1	0428-22-1111(内線)2147	
29	府中市	子ども家庭部保育支援課	〒183-8703東京都府中市宮西町2-24	042-335-4233	
30	昭島市	子ども家庭部子ども子育て支援課子ども子育て支援係	〒196-8511東京都昭島市田中町1-17-1	042-544-5111(内線)2165	
31	調布市	子ども生活部保育課	〒182-8511東京都調布市小島町2-35-1	042-481-7132	
32	町田市	子ども生活部保育・幼稚園課	〒194-8520東京都町田市森野2-2-22	042-724-2138	
33	小金井市	子ども家庭部保育課	〒184-8504東京都小金井市本町6-6-3	042-387-9846	
34	小平市	子ども家庭部保育課	〒187-8701東京都小平市小川町2-1333	042-346-9594	
35	日野市	子ども部保育課整備調整係	〒191-8686東京都日野市神明1-12-1	042-514-8972	
36	東村山市	子ども家庭部保育幼稚園課	〒189-8501東京都東村山市本町1-2-3	042-393-5111(内線)3197	
37	国分寺市	子ども家庭部子ども子育て事業課	〒185-8501東京都国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111(内線)465	
38	国立市	子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係	〒186-8501東京都国立市富士見台2-47-1	042-576-2111(内線)406	
39	福生市	子ども家庭部子ども育成課保育係	〒197-8501東京都福生市本町5番地	042-551-1780	
40	狛江市	子ども家庭部児童育成課	〒201-8585東京都狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111(内線)2328	
41	東大和市	子育て支援部保育課管理・給付係	〒207-8585東京都東大和市中央3-930	042-563-2111(内線)1757	
42	清瀬市	子ども家庭部子育て支援課	〒204-8511東京都清瀬市中里5-842	042-497-2086	
43	東久留米市	子ども家庭部子育て支援課施設給付係	〒203-8555東京都東久留米市本町3-3-1	042-470-7745	
44	武蔵村山市	子ども家庭部子ども青少年課保育・幼稚園係	〒208-8501東京都武蔵村山市本町1-1-1	042-565-1111(内線)182	
45	多摩市	子ども青少年部子育て支援課	〒206-8666東京都多摩市関戸6-12-1	042-338-6850	
46	稲城市	福祉部子育て支援課	〒206-8601東京都稲城市東長沼2111	042-378-2111	
47	羽村市	子ども家庭部子育て支援課保育・幼稚園係	〒205-8601東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1	042-555-1111(内線)234	
48	あきる野市	子ども家庭部保育課	〒197-0814東京都あきる野市二宮350	042-558-1111	
49	西東京市	子育て支援部保育課事業調整係	〒188-8666東京都西東京市南町5-6-13	042-497-4926	
50	瑞穂町	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係	〒190-1292東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地	042-557-8658	
51	日の出町	子育て福祉課子育て支援係	〒190-0192東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地	042-597-0511(内線)285	
52	檜原村	福祉けんこう課福祉係	〒190-0211東京都西多摩郡檜原村2717番地	042-598-3121	
53	奥多摩町	福祉保健課子育て推進係	〒198-0105東京都西多摩郡奥多摩町小丹波108番地	0428-85-2611	
54	大島町	福祉けんこう課	〒100-0101東京都大島町元町1-1-14	04992-2-1471	
55	利島村	住民課	〒100-0301東京都利島村248番地	04992-9-0011	
56	新島村	民生課福祉介護係	〒100-0402東京都新島村本村1-1-1	04992-5-0243	
57	神津島村	福祉課	〒100-0601東京都神津島村904番地	04992-8-0011	
58	三宅村	福祉健康課福祉係	〒100-1212東京都三宅島三宅村阿古497番地	04994-5-0902	
59	御蔵島村	総務課民生係	〒100-1301東京都御蔵島村字入かねが沢	04994-8-2121	
60	八丈町	福祉健康課	〒100-1498東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2	04996-2-5570	
61	青ヶ島村	総務課庶務民生係	〒100-1701東京都青ヶ島村無番地	04996-9-0111	
62	小笠原村	村民課福祉係	〒100-2101東京都小笠原村父島字西町	04998-2-3939	

個人情報の取扱いについて

東京都社会福祉協議会 保育士修学資金貸付等事業

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等関係法令にもとづき、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 個人情報保護規程を定めています。保育士修学資金貸付等事業（以下「本事業」という。）においても規程に則って下記のとおり運用していますのでお知らせします。

1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、本事業の利用状況について正確に把握し、適切に行うことを目的として個人情報を提供・利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記 1 による利用目的の範囲内として、本会の事業担当者が利用することを原則とします。

ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の関係機関(者)との間で個人情報を提供・収集し又は共有することがあります。

① 保育士養成施設

貸付の適確性を判断するために、利用者が在学する保育士養成施設より利用者の学業成績等の提供を受けます。また、交付・返還を円滑に行うため、利用者の在学状況や卒業後の就労先等の情報の提供を受けます。

② 指定施設等

申込、返還猶予や返還免除の要件に関わる適否を確認するため、利用者の就労先の指定施設等より、利用者の就労状況に関する情報の提供を受けます。

③ 東京都

本事業に関する事業の実施状況等の報告のため、個人情報を共有します。

④ 区市町村行政等の機関

申込み内容等の事実確認のため、利用者等の情報について住所地・居住地等の区市町村等へ提供し又は照会をすることがあります。また、転居した場合の事実確認等のために、転入出先区市町村への個人情報の提供又は照会をすることがあります。

⑤ 各種金融機関

利用者が貸付金の交付及び返還金の口座振替・払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4 個人情報の事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集・取得した個人情報については、本人の同意なく、事業の目的以外に利用すること、および上記 3 による場合を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、以下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、予め同意を得ることなく事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

① 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合

② 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合

③ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 業者委託について

本会は、本事業に係る情報システムの保守及び帳票発行、発送業務、返還金引落業務等について、外部の事業者へ委託することがあります。この場合、事業者に対し必要かつ適切な監督を行います。

6 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び本事業に係る情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

7 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

※本会個人情報保護規程は本会ホームページ（<https://www.tcsw.tvac.or.jp>）に全文掲載しています。